

余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金(以下「準備金[◆]」)と総称する。)として計上しなければならない。

- ⑤ 合併、吸収分割[◆]、新設分割[◆]、株式交換[◆]又は株式移転[◆]に際して資本金又は準備金[◆]として計上すべき額については、法務省令で定める。

◆株式移転 ②三十二／株式交換 ②三十一／吸収分割 ②二十九／準備金 ②本条④／新設分割 ②三十

●計算規22・35～43・45～52

1 本条の趣旨

本条は株式会社における資本金と準備金の額について規定する。株式会社の資本金の額は、原則として設立または株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込みまたは給付をした財産の額である(本条①)。

2005(平17)年改正前商法(旧商法)284条ノ2第1項は、「会社ノ資本ハ……発行済株式ノ発行価額ノ総額トス」と規定していたが、本条1項は、「株式会社の資本金の額は……設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする」と規定する。旧商法の「資本」は、株主有限責任の下での会社債権者保護のため、株主の出資を一定金額以上会社財産として確定、充実および維持させる仕組みであると考えられてきたのに対し、会社法における「資本金の額」は、単なる貸借対照表上の一計数にすぎず、現実の会社財産とは何の関係もない数値であるという考え方に基づくものであり、そのため「資本」の語も「資本金の額」へ改訂され、単なる会計上の金額であることを明らかにしたものである(河野玄逸=古澤陽介「資本金、株式、会社財産」江頭憲治郎=門口正人編集代表・会社法大系(3)363頁)。また旧商法の「発行価額ノ総額」が「払込み又は給付をした財産の額」へと改訂されたこと、「資本金の額」が、会社が定める「発行価額」(募集株式の払込金額)とは区別されたこと、等をあわせて考慮すると、公正妥当な企業会計処理(431)の結果、「払込み又は給付をした財産」について付すべき「額」を「資本金の額」とすることとしたと考えられる(河野=古澤・前掲会社法大系(3)363頁)。

なおこの法律に別段の定めがある場合とは、447条(資本減少)、448条1項2号(準備金減少)、449条(債権者異議)、450条(資本増加)の各規定の場合である。

2 資本金の額および準備金の額

株式会社の資本金の額は、原則として設立または株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込みまたは給付をした財産の額である(本条①)。その例外の場合として、その払込みまたは給付に係る額の2分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができる(本条②)。その資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない(本条③)。

旧商法280条ノ2第1項4号では「新株ノ発行価額中資本ニ組入レザル額」と規定され、資本金への計上額は、会社が定めた発行価額を基準に1株単位で算定されることとされていたが、会社法では、会社が定めた「募集株式の払込金額」(199①二)ではなく、「払込み又は給付をした財産の額」(本条①)が基準となるので、発行株式の1株ごとではなく、当該取引ごとに算定され、資本金の額と発行株式との関係も、明らかに切断されている(河野玄逸=古澤陽介「資本金、株式、会社財産」江頭憲治郎=門口正人編集代表・会社法大系(3)364頁)。

3 剰余金の配当の場合

剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金または利益準備金(以下「準備金」)と総称する)として計上しなければならない(本条④)。この法務省令の定めとは、会社法施行規則116条、会社計算規則22条である。本規定の違反については、100万円以下の過料の制裁がある(976二十五)。

本条4項では剰余金の配当をする場合には、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金または利益準備金として計上しなければならない、とするが、これは企業会計における「資本取引と損益取引及び資本剰余金と利益剰余金との区別(企業会計原則第